

ISPのAbuse対応

#AP, #プロ責, #P2P, #著作権侵害, #海賊版

2022/11/24

ニフティ株式会社 佐竹 茂

略歴：JPNICコラムをご覧ください

→<https://blog.nic.ad.jp/2022/8135/>

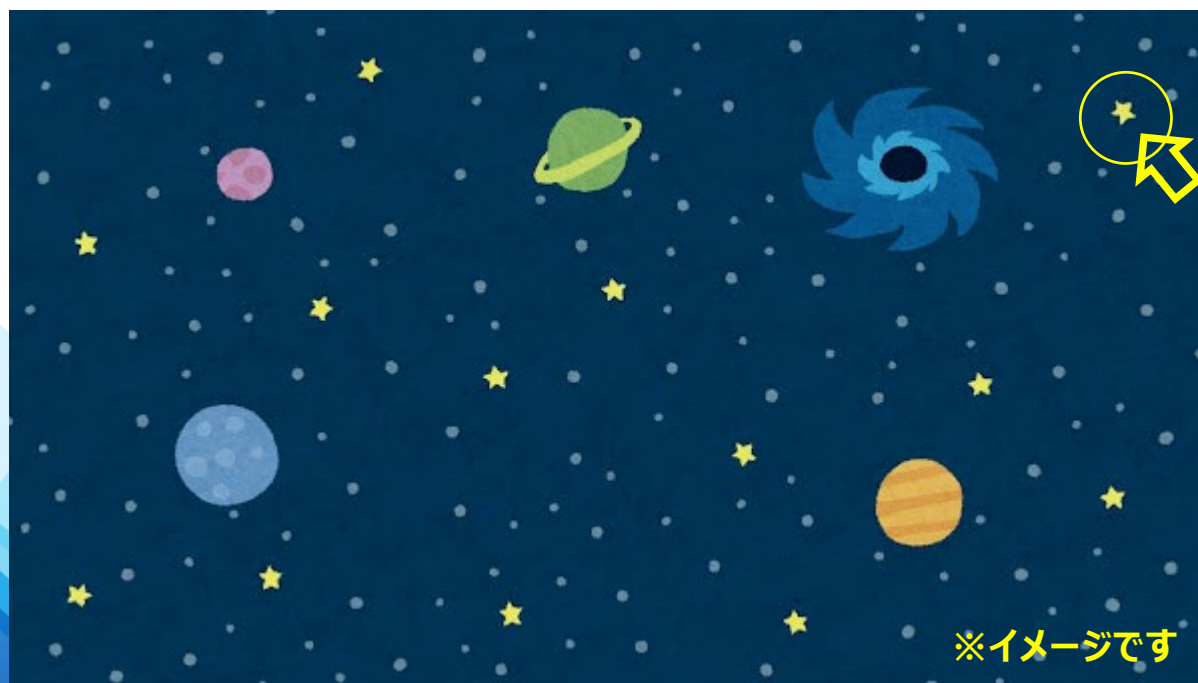
「Abuse」という宇宙

Abuse : 「公共における不適当なふるまい」

→「適切でないふるまいのすべて」?

- ・ インターネット上の行為のうち公共における不適当なふるまい
- ・ ISPにかかるもの
- ・ プロバイダ責任制限法にかかるもの
- ・ P2Pを利用した権利侵害にかかるもの
- ・ 著作権侵害にかかるもの

という、ごく狭い領域のお話を簡単に・・・



※イメージです

@nifty 

Online Piracy の類型～P2Pによる著作権侵害～

2. 海賊版サイトへの訪問数

上位10サイトで約42%

上位100サイトで87%

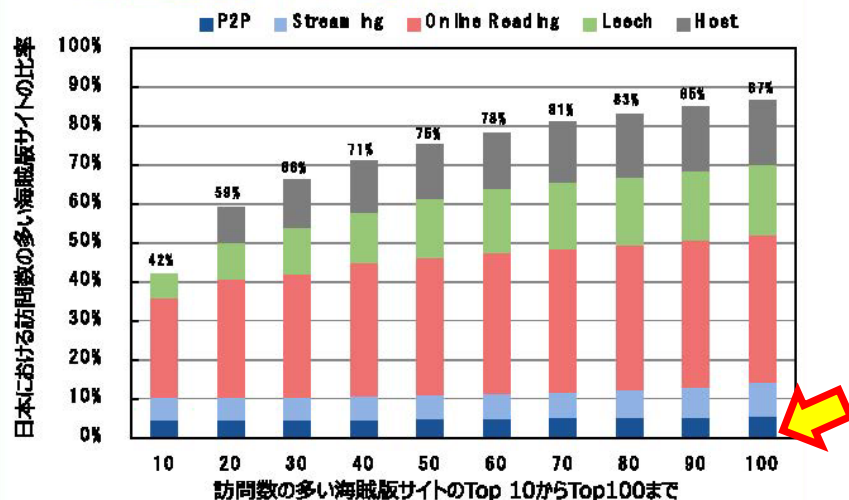


図2 海賊版サイトへの総アクセス数に対する上位サイト比率

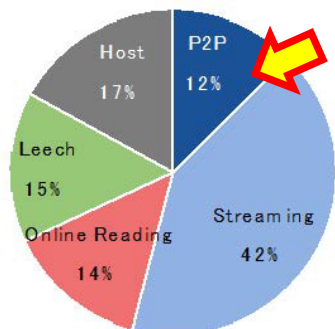


図3 海賊版サイトの分類 (合計1,090サイト)

・インターネット上の「海賊版」としての割合は、アクセス数、サイト数から比較しても小さそう。

・とはいえ、消えることもなく、減ったわけでもなく、一定の「需要」があるみたい・・・

・ISPの対応業務の作業量としては、この2年ほどで急激に増加している。

・この2年ほどで、誹謗中傷対策としての「プロ責」の議論が大きな社会問題となり、プロ責法改正（2022年10月施行）に繋がる。

・「海賊版サイト対策」ではなく「誹謗中傷対策」でもない種類のP2Pによる著作権侵害に関するプロ責対応が今のISPの工数を大きく圧迫、関係する知識の広さ、作業の非効率さも負担に拍車。

・今の「海賊版サイト」対策が奏功すれば、P2Pその他の手段に流れていく可能性は考えられるかも。

Online Piracy の類型～P2Pによる著作権侵害～

「プロ責」の手続き～発信者情報開示手続き

プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン

初 版：平成19年2月
第2版：平成23年9月
第3版：平成27年7月
（補訂：平成27年12月）
第4版：平成28年2月
第5版：平成30年2月
第6版：平成31年4月
第7版：令和2年3月
（補訂：令和2年9月）
第8版：令和3年7月
第9版：令和4年9月

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

① **先** 人達の努力の積み重ねである「ガイドライン」により、申立の書式、プロバイダが対応すべき処理が相当整理されている。これにはP2Pによる著作権侵害の場合の申立て方法、処理を含む。

② **誹** 謗中傷等の問題を受け、今後も改訂が重ねられ、より適切な運用に進化していくことが期待される。

③ **ス** テークホルダーが参加して話し合う仕組みができており、定期的な法改正の予定も組み込まれている。

Online Piracy としてのP2Pと海賊版対策の未来

→ファイル対策？Web3？



・海賊版**サイト**対策の限界

→特定のリバースプロキシ事業者が一定の対応をしたら、また、海賊版サイトの広告が一掃されたら、トラヒックが捌けなくなり、また収益が上がらなくなるので、**現行の海賊版サイト**は相当程度立ち行かなくなるであろうことは指摘されている。

→とはいえ、海賊版オリジン**ファイル**の対策は進んでいないので、ドメインホッピングを止めること、新しい海賊版サイトの出現を止めることは難しそう・・・。



・海賊版**ファイル**への対策は取り得るのか

→仮に海賊版サイトが全滅したら、P2PとVPNの組み合わせが広がる？

→Web3とか？国際連携とか？

→適正なファイルしか流通しない世界線が理想？コンテンツは通貨のように？

警察のお仕事が増える？

Illustration : ©いらすとや

@nifty 

Copyright © NIFTY Corporation All Rights Reserved.

ニフティとなら、きっとかなう。
With Us, **You Can.**

@nifty 